

議案第36号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(教員特殊業務手当)

第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舍指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

(1)～(6) 略

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号アの業務 業務に従事した日1日につき8,000円

(2) 前項第1号イ又はウの業務 業務に従事した日1日につき7,500円

(3) 前項第2号から第4号まで及び第6号の業務 次に掲げる業務に従事した時間（人事委員会規則で定める時間に限る。）の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 1時間以上2時間未満 750円

イ 2時間以上3時間未満 1,500円

(教員特殊業務手当)

第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舍指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

(1)～(6) 略

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号アの業務 業務に従事した日1日につき3,200円

(2) 前項第1号イ又はウの業務 業務に従事した日1日につき3,000円

(3) 前項第2号から第4号まで及び第6号の業務 次に掲げる業務に従事した時間（人事委員会規則で定める時間に限る。）の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 1時間以上2時間未満 600円

イ 2時間以上3時間未満 1,200円

ウ 3時間以上4時間未満 2,250円

エ 4時間以上5時間未満 3,000円

オ 5時間以上6時間未満 3,750円

カ 6時間以上 4,500円

(4) 略

3 前項の規定にかかわらず、被害が特に甚大な非常災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置される災害をいう。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合における第1項第1号アの業務に係る同項の手当の額は、前項第1号に定める額に8,000円を加算した額とする。

ウ 3時間以上4時間未満 1,800円

エ 4時間以上5時間未満 2,400円

オ 5時間以上6時間未満 3,000円

カ 6時間以上 3,600円

(4) 略

3 前項の規定にかかわらず、被害が特に甚大な非常災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置される災害をいう。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合における第1項第1号アの業務に係る同項の手当の額は、前項第1号に定める額に3,200円を加算した額とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。